

重要事項説明書（訪問介護サービス）

あなた様に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、当事業所の内容、契約上ご注意頂きたい重要項目を次のとおり説明致します。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 一条
主たる事務所の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611番地127
代表者名	代表取締役 高木 祐幸
電話番号	0126-26-5673
法人設立年月日	平成14年12月20日

2. 事業所の内容

事業者の名称	訪問介護サービス・ほろむい
指定番号	0175700608
事業所の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611番地108
電話番号	0126-26-6377
管理者	石川 智康
事業所開設年月日	平成20年4月1日
通常の事業実施地域	岩見沢市・三笠市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護サービスを提供する事を目的とします。
運営の方針	(1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活全般にわたる援助を行います。 (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日ですが、土・日曜日と年末年始を除きます。 (サービス提供日は月曜日から日曜日までとします) 営業日以外も緊急必要がある場合には、サービスを提供します。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分までとします (サービス提供時間は午前8時から午後6時までとします)

5. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	職務内容
1. サービス提供責任者	4		訪問介護に係る調整・指導・計画の作成等
2. 訪問介護員	9		訪問介護サービスの提供業務
(1) 介護福祉士	3		
実務者研修修了者	1		
2級課程修了者		5	
初任者研修修了者			

R7.4.1 現在

6. サービスの概要（平常時間帯午前8時から午後6時まで）と利用料

(1) サービスの概要

<p><サービス内容></p> <p>① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪等を行います。 ○ 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。 ○ 食事介助…食事の介助を行います。 ○ 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。 ○ 通院介助…通院の介助を行います。（※院内はサービス提供外です） ○ その他必要な身体介護を行います。 <p>※ 医療行為は致しません。</p> <p>② 家事援助</p>
--

(ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除などの生活の援助を行います)

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

(預貯金通帳・カードもお預かりできません。)

※ 利用者以外の方の調理や洗濯は原則として行いません。

※ 利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、介護保険負担割合証の割合により、1割～3割を利用者負担分として事業者にお支払いただきます。

サービス内容	サービス提供時間	単 位	利用者負担 (1割例)
身体介護	20分以上 30分	244 単位	244 円
	30分以上 60分未満	387 単位	387 円
生活援助	20分以上 45分未満	179 単位	179 円
	45分以上	220 単位	220 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合			
身体介護 ＋ 生活援助	身体 30分生活 45分未満	309 単位	309 円
	身体 30分生活 70分未満	374 単位	374 円

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

7. サービス利用料金の割増料金と時間帯及び加算

早朝割増料金	25%	(午前6時から午前8時まで)
夜間割増料金	25%	(午後6時から午後10時まで)
深夜割増料金	50%	(午後10時から午前6時まで)

初回加算 1ヶ月 200単位 (初回月のみ)

- (1) 初回サービスに入った月に、サービス提供責任者が、自らサービスに入るか、他のヘルパーと同行してサービスに入った場合
- (2) 過去2カ月間の利用実績がなく再開した場合

緊急時訪問加算 1回 100単位

居宅サービス計画書にはないが、利用者様やそのご家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネと連携を取り、ケアマネが必要と認めて訪問介護(身体介護)を行なった場合

生活機能向上連携加算 (I) 1ヶ月 100単位

生活機能向上連携加算 (II) 1ヶ月 200単位

(訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者と、リハビリテーション専門員が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同により訪問介護計画を作成する場合)

介護職員処遇改善加算 (II)

1ヶ月の利用単位数に22.4%を乗じた単位数

○人材を確保して、適切なサービスを保つという意味があり、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つためにも最低限度必要な費用

8. 要介護区分別支給限度額と1割自己負担額については次の通りです。

要介護区分	区分支給限度基準額	1割自己負担額
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

9. キャンセル料

利用者の都合によりサービス利用を中止又は、変更を希望される場合にはサービス利用予定日の前日正午までに事業者申し出てください。

キャンセル料は次の通りです。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 利用予定日の前日正午までに申し出があった場合 | 無料 |
| (2) 上記以外の場合 | 当日利用料金の自己負担金額の100% |

10. 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）1ヶ月ごとにまとめて請求いたします。毎月末までの合計利用請求書を翌月10日以降に持参、または送付しますので、2週間以内にお支払いしてください。その後領収書を発行させていただきます。支払い方法は下記のとおり。

- (1) 集金
- (2) 当社指定銀行口座へ振込み
- (3) 当社指定銀行より自動引き落とし（基本毎月27日）

11. サービスに関する相談・苦情処理

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当 森居 かおる（サービス提供責任者）

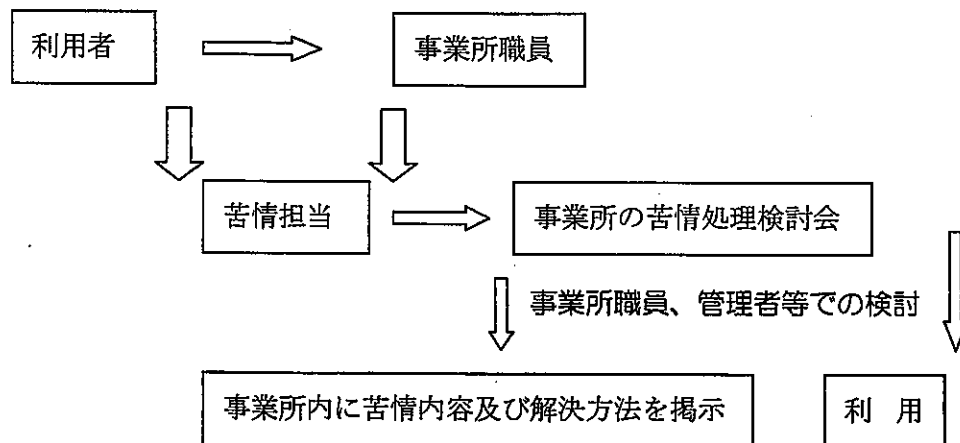
電話 0126-26-6377 FAX 0126-26-6360

受付日 年中（ただし、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時から午後6時

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び北海道国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 岩見沢市市民福祉部 高齢・介護室 0126-23-4111

イ 北海道国民健康保険団体連合会

企画・苦情係 011-231-5175

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

(1) 利用者の主治医に連絡を行い、医師の指示に従います。

医療機関名		所在地	
主治医氏名		電話番号	

(2) 緊急連絡先に連絡を行います。

	昼 間	夜 間
連 絡 先		
住 所		
電 話 番 号		

13. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客さまのお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。)

14. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその防止する為次の措置を講ずるものとする。

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
- イ 虐待防止のための指針の整備
- ウ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- エ 前(ウ)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

15. 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ア 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
- イ 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

16. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業員に対して周知する。また、指針を整備する。

17. 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施状況 ⇒ なし

指定訪問介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業者

主たる事業所の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611-127
名称	株式会社 一条
	代表取締役 高木 祐幸
	電話番号 0126-26-6377
	FAX 0126-26-6360
説明者	所属 訪問介護サービス・ほろむい
	氏名
	印

私は本書面に基づいて説明者より上記重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者

住所

氏名 印

※ いずれかに○印をおつけください。

1. ご本人が署名押印しました。
2. 本人に代わってご利用契約者が押印しました。

ご利用契約者

住所

氏名 印

ご利用者との続柄

附則

この規定は、平成20年4月1日より施行する。
この規定は、平成21年1月1日より施行する。
この規定は、平成21年3月1日より施行する。
この規定は、平成21年9月1日より施行する。
この規定は、平成21年12月9日より施行する。
この規定は、平成22年7月1日より施行する。
この規定は、平成23年5月1日より施行する。
この規定は、平成23年12月10日より施行する。
この規定は、平成24年4月1日より施行する。
この規定は、平成24年5月24日より施行する。
この規定は、平成24年10月10日より施行する。
この規定は、平成24年12月1日より施行する。
この規定は、平成25年11月1日より施行する。
この規定は、平成26年2月1日より施行する。
この規定は、平成26年6月1日より施行する。
この規定は、平成26年7月9日より施行する。
この規定は、平成26年8月18日より施行する。
この規定は、平成26年11月1日より施行する。
この規定は、平成26年12月1日より施行する。
この規定は、平成27年5月1日より施行する。
この規定は、平成27年7月1日より施行する。
この規定は、平成27年10月1日より施行する。
この規定は、平成27年12月1日より施行する。
この規定は、平成28年4月1日より施行する。
この規定は、平成28年7月1日より施行する。
この規定は、平成28年8月1日より施行する。
この規定は、平成29年1月1日より施行する。
この規定は、平成29年1月10日より施行する。
この規定は、平成29年4月1日より施行する。
この規定は、平成29年5月1日より施行する。
この規定は、平成30年3月1日より施行する。
この規定は、平成30年10月1日より施行する。
この規定は、平成30年11月12日より施行する。
この規定は、平成30年11月24日より施行する。
この規定は、平成31年1月1日より施行する。
この規定は、平成31年4月1日より施行する。
この規定は、令和1年9月1日より施行する。
この規定は、令和1年10月1日より施行する。
この規定は、令和2年2月25日より施行する。

この規定は、令和2年7月1日より施行する。
この規定は、令和3年4月1日より施行する。
この規定は、令和3年7月12日より施行する。
この規定は、令和4年10月1日より施行する。
この規定は、令和5年4月1日より施行する。
この規定は、令和5年8月1日より施行する。
この規定は、令和5年10月1日より施行する。
この規定は、令和6年4月1日より施行する。
この規定は、令和6年5月1日より施行する。
この規定は、令和6年6月1日より施行する。
この規定は、令和6年10月1日より施行する。
この規定は、令和7年4月1日より施行する。